

別紙6（同業者団体等用）

（文 書 番 号）
令和 年 月 日

〒□□□-□□□□
（所在地）

（名称）

殿

国税局

審理課長

⑩

文書回答を行わない旨のお知らせ（通知）

（文案の例示）

同業者団体等からの照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の業種・業態に共通する取引等を行う他の多数の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当し、かつ、回答を行うことが適切と認められる照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、令和 年 月 日に収受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答を行いませんので、お知らせします。

記

（理由）